資料１

令和元年度稲美町地域公共交通会議　資料

（1）　現在までの公共交通にかかる検討状況

平成７年　コスモバスの運行
運行期間：平成７年１０月３日～平成８年１０月３１日 運行内容：週４日（毎週火～金曜日） 加古（火）・天満西（水）・天満東（木）・母里（金）の４ルートを週１回運行 １日４往復、午前９時～午後４時４５分 運行車両：マイクロバス（定員２０人・神姫バス保有） 運行委託：神姫バス 乗車場所：指定の各停留所（復路は降車のみ） 降車場所：稲美町役場・いなみ文化の森（復路は乗車のみ） 料　　金：無料 事業経費：８７３，２５０円/月
平成８年　コスモバス運行中止
廃止理由：「役場やいなみ文化の森への交通手段を確保して欲しい」という声にこたえ実現したが、利用率が低調でその必要性が疑問視され、約１年で廃止した。
平成９年　高齢者優待利用券（バス・タクシー券）の交付開始
対 象 者：①から③のいずれかの方 ①６５歳以上の一人暮らし老人 ②高齢者世帯（夫婦だけの世帯で、いずれかが６５歳以上でその配偶者が６０歳以上） ③７５歳以上の高齢者で、昼間は独りでおられる方、または外出の交通手段がない方
平成１２年　高齢者優待利用券（バス・タクシー券）の要件変更
対 象 者：①から③のすべてに該当する方 ①交通手段がない（車又は運転できる人が昼間不在）方 ②６５歳以上の方 ③非課税世帯の方
平成１８年　町内交通アクセス検討会設置
検討結果：新しい交通システムの導入について検討を行ったが、「時期尚早」との結論
平成２４年　町内交通アクセス検討会設置
当初、自主運行バスの検討を行ったが、最終的にデマンド型乗合タクシー方式が稲美町に最もふさわしいとの提案を受けた。 検 討 会：委員 15 名、実施回数 12 回 目　　的：地域の高齢者を中心とした車を利用できない人やバスを利用できにくい方を対象に、事前予約によりドアツードアで自宅から中心部の日常生活上の目的地への送迎を行う。 また、路線バスの起点となる停留所へ接続することによりバスの利用促進を図る。 目 的 地：役場周辺の主な施設（役場、文化の森、コープ、ジャパン、フーディーズなど）

路線バスの起点停留所（上新田北口、母里）
その他（稲美郵便局・福祉会館）
利 用 日：平日の月曜日から金曜日
利用時間：午前９時から午後３時までの往復４便程度
料　　金：１回３００円程度（片道）
運行主体：交通事業者
課　　題：路線競合問題により進展困難

平成２６年　母里～県立加古川医療センター線　開通

運行期間：平成２６年１０月～平成２８年９月末（社会実験期間）
目　　的：既存のバス路線では、比較的商業施設の多い役場周辺へのアクセスが不十分なため、町内の交通空白地をつないで役場周辺と医療センターを結ぶバス路線を運行する
行 経 路：起点（母里）～経由（稲美町役場）～終点（県立加古川医療センター）
運行内容：平日、午前８時から午後５時までの往復４本
運行車両：中型バス
運行委託：神姫バス
利用見込み：１日あたり３０人（１便あたり３．７５人）

平成２７年　母里～県立加古川医療センター線　時刻表改正

目　　的：利用者から、医療センターの診察開始時間である午前９時までに到着する便の要望を受け、平成２７年１０月から時刻表を改正
これまでの取組
・体験乗車券や、バスマップ、時刻表等の全戸配布
・毎月１週間の乗降調査
・沿線住民へのアンケート調査
・ふれあいまつりでの利用促進出展
・小学校・幼稚園でのバス乗車体験教室実施
・バス停留所に上屋設置
利用見込み：１日あたり２０人（１便あたり２．５人）

平成２９年３月　母里～県立加古川医療センター線　休止（社会実験　終了）

母里～県立加古川医療センター線の代替施策について検討を行い、以下のように判断した。

・ヒアリング結果、地区ごとに行きたい目的地は大きく違い、そこへ直接向かえることを望んでいる
・１便あたりの経費が約 6,400 円に対して、補助額が約 5,700 円かかっている。国からの補助額は年々減少しているため、町の負担額は今後増加していく。

検討を行った結果、「母里～県立加古川医療センター線」の見直しに関しては、線で繋ぐ公共交通では限界があると判断する。ルートの見直しや複数台での運行、更なる利用促進の強化などを行っても、納税者の立場での理解が得られるだけの利用者の確保が難しい。

よって「母里～県立加古川医療センター線」は休止とし、引き続き自宅前から目的地までを繋ぐデマンド型タクシー事業の導入を目指すと共に、現行の「バス・タクシー券」の拡充を検討する。

平成２９年８月　高齢者優待利用券（バス・タクシー券）の対象者拡充

なかなか進展しないデマンド型タクシー事業の代替施策として、高齢者優待利用券（バス・タクシー券）の対象者を拡充する。

【対象者】

現　行：町民税非課税世帯の 65 歳以上の在宅高齢者で、自動車等の外出手段のない人

拡充分：町民税課税世帯に属する 75 歳以上の高齢者のうち、居宅において昼間独居等により自動車等の外出手段のない人。

（後期高齢者医療保険制度の 3 割負担者を除く）

【助成額】（現行、拡充分共通）

タクシー券 650 円×月 4 枚

バス券　　300 円×月 4 回×1.1（割増分）

【実施期間（拡充分）】

平成 29 年 8 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日まで

平成２９年１０月　路線の再編

加古川エリア全体で路線の再編を実施。

稲美町役場から県立加古川医療センターや加古川駅に向かう路線が開通した。

一方で、規制緩和の影響や利用者数の伸び悩みから、一部区間が運行休止となった路線もあった。

【新路線等】

・加古川駅～稲美町役場前線が開通

・土山駅～上新田北口線のすべての便が、稲美町役場前を経由

【休止区間】

・加古川駅～母里線のうち、五軒屋バス停～母里バス停間

・土山駅～厄神線のうち、厄神前～北新田バス停間

（２）　デマンド型乗合タクシーの社会実験の実施について

稲美町において公共交通の２本柱は、「①路線バスの維持確保」と「②デマンド型乗合タクシーの導入」としていた。しかし、「②デマンド型乗合タクシーの導入」については、路線競合問題が発生しているため、当面の代替施策として平成 29 年 8 月から令和 2 年 7 月までの 3 年間、それまで導入していた「高齢者優待利用券等交付事業」を拡充して実施している。

今回、デマンド型乗合タクシーで競合を解決できる可能性を検討するための社会実験を行い、公共交通の課題解決を図ることを目的とする。

デマンド型乗合タクシーの概要（案）

内　　容	概　　要
運行内容	既存の路線バスを補完し、高齢者等の移動ニーズに即した新たな交通手段としてデマンド型交通を導入する。
根拠法令	道路運送法第４条による許可
運行地域	町域全域（バス停から半径 300m以内は一部利用制限あり）
運行期間	令和２年１２月１日～令和４年３月３１日
事業主体	稲美町
運行主体	タクシー事業者
使用車両	タクシー車両　２台 中型（乗客４名定員）及びジャンボタクシー（乗客８名定員）を想定
利用対象者	会員登録を行った全住民
予約方法	乗車を希望する日の１週間前（７日前）から前日の午後５時までに運行主体へ電話で予約 （予約受付時間は午前８時３０分から午後５時まで）
主な目的地	町内の公共施設、医療機関、金融機関、商業施設、バス停　等
利用者運賃	４００円 ※以下の利用者は２００円 ⅰ）小学生 ⅱ）満６５歳以上の者 ⅲ）障害者手帳（身体・療育・精神）を所持する者 ⅳ）要介護・要支援の認定を受けている者 ⅴ）母子健康手帳の交付を受けている妊娠中の者 ※次の利用者は無料 小学校就学前の児童
計画運行便数	月曜日から金曜日の１日４便（祝日・年末年始は運休） １便目　8：30～ ２便目　10：00～ ３便目　12：00～ ４便目　13：30～

（3）　今後のスケジュールについて

年月	項目	内容
令和２年 １月 29 日	令和元年度 第１回地域公共交通会議	デマンド型交通の社会実験の実施について
４月～	運行事業者の選定	プロポーザル形式により選定を行う
６月頃	令和２年度 第１回地域公共交通会議　開催	運行計画について協議
	国土交通省へ申請手続き開始	地域公共交通会議で承認いただいた内容で運行計画を策定し申請を行う
８月頃	事業の周知及び利用者登録の促進	広報等を通じ事業を広く周知するとともに利用者登録を促進する
12 月	社会実験開始	デマンド型乗合タクシーの社会実験を行う。 アンケート調査を行う。 期限は令和４年３月末まで。